

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出(2件)【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 4
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 5

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課】 6
- 公募型企画提案方式による手続の開始(2件)【産業経済局総務政策部雇用政策課】 10

北九州市告示第480号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月12日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
中原調剤薬局	旧	北九州市戸畑区中原西三丁目 3番23号	平成28年12 月1日
	新	北九州市戸畑区中原西三丁目 2番12号	

北九州市告示第481号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月12日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
有限会社タカシマ薬局	旧	北九州市小倉南区守恒本町二丁目2番11号	平成28年4月1日
	新	北九州市小倉南区守恒本町二丁目2番15号	

北九州市告示第482号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月12日

北九州市長 北 橋 健 治

病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
とくなが小児科クリニック	北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目13番22号	法人化のため	平成28年11月30日

北九州市告示第483号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月12日

北九州市長 北 橋 健 治

病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
とくなが小児科クリニック	北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目1番22号	平成28年12月1日

北九州市公告第 873 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

- (1) 所在地 若松区ひびきの北 2 番 101 ほか 3 筆
- (2) 公募地目 宅地
- (3) 実測面積 10,451.29 平方メートル
- (4) 最低売却価格 402,000,000 円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市若松区ひびきの 2 番 1 号

北九州市産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成 29 年 3 月 23 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市若松区ひびきの 2 番 1 号

北九州市産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課

(2) 期間

公告日から平成 29 年 3 月 23 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 現地見学会日時

平成 28 年 12 月 20 日の午前 10 時から午前 11 時まで

5 入札に参加するための要件

- (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
- (2) 入札参加申込みは、所定の様式にアからコまでの資料を添付し、持参することにより行わなければならない。

ア 役員一覧

- イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後 3 月以内のものに限る。）
 - ウ 会社等の定款
 - エ 会社等の概要
 - オ 過去 3 年分の決算報告書
 - カ 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後 3 月以内のものに限る。）
 - キ 市町村民税、固定資産税及び都市計画税の過去 3 年分の納税証明書（発行後 3 月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）
 - ク 印鑑証明書（発行後 3 月以内のものに限る。）
 - ケ 事業実績に関する調書
 - コ 土地利用提案書
- 6 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間
- (1) 場所
北九州市若松区ひびきの 2 番 1 号
北九州市産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課
 - (2) 期間
平成 29 年 1 月 25 日及び同月 26 日のそれぞれ午前 9 時から午後 5 時まで
来庁日時については、あらかじめ北九州市産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課に電話で連絡し調整すること。
- 7 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 入札日時 平成 29 年 3 月 23 日 午前 10 時
 - (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
 - (3) 入札及び開札の場所
北九州市若松区ひびきの 2 番 1 号
北九州学術研究都市産学連携センター 2 階会議室
- 8 入札保証金
- (1) 5 万円
 - (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。
- 9 入札に参加できる者の資格
- (1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識、技術的能力等を有し、指定期日までに売買代金の支払いが可能であること。また、土地利用に関する事業を、確実かつ速やかに実施できること。
 - (2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

- ア 北九州市が行う市有地売払に関し、（ア）から（オ）までの事実があった後2年を経過していない者
- （ア） 入札を取り消されたことがある者
 - （イ） 落札者として資格を取り消されたことがある者
 - （ウ） 申込みを取り消されたことがある者
 - （エ） 当選者又は補欠者として資格を取り消されたことがある者
 - （オ） 前回の市有地売払い以前の落札者又は当選者（補欠者が繰上げにより当選者となった場合を含む。）で契約の締結又は代金の納入に至らなかった者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者
- ウ 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者
- エ 過去3年間に市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
- （ア） 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - （イ） 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （ウ） 次のいずれかに該当する者
 - a 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用してしている者
 - c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - e 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
 - （エ） （ア）から（ウ）までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法

律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員または構成員

10 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

12 先着順売り払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市若松区ひびきの2番1号

北九州市産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課

(2) 受付期間

平成29年5月1日から同年6月30日まで(日曜日等を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

13 入札に係る問合せ先

北九州市若松区ひびきの2番1号

北九州市産業経済局企業支援・産学連携部新産業振興課

電話 093-695-3035

北九州市公告第 874 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型企画提案方式に係る手続を開始する。

平成 28 年 12 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 「若者ワークプラザ北九州」及び「ウーマンワークカフェ北九州」運營業務
- (2) 業務内容 「若者ワークプラザ北九州」及び「ウーマンワークカフェ北九州」運營業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託料の上限 2 億 2,680 万円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 厚生労働大臣から有料職業紹介事業の許可を得ていること。
- (2) 国、地方公共団体及び民間企業等で女性活躍推進に関する支援業務の実績があること。
- (3) 事業の企画提案、実施及び運営等の全般の総合的運営が可能であること。
- (4) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格および審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

3 企画提案書の提出者を選定するための審査基準

第 2 項の参加資格の適合可否

4 受託候補者を選定するための審査基準

- (1) 企画提案書等の内容
- (2) ヒアリングでの対応

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市産業経済局総務政策部雇用政策課

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 本庁舎 7 階

電話 093-582-2419

(2) 事前説明会

ア 日時 平成28年12月19日 13時30分

イ 場所 北九州市役所本庁舎地下2階 第6入札室
北九州市小倉北区城内1番1号

ウ 備考 事前説明会への出席を当該企画提案の参加必須条件とする。

(3) 企画提案

ア 日時 平成29年1月27日（時間については参加者に対し別途通知する。）

イ 場所 AIM 311・312会議室
北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

(4) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ

イ 提出期間 平成28年12月20日から平成29年1月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成28年12月29日から平成29年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第5項第1号に同じ

北九州市公告第 875 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型企画提案方式に係る手続を開始する。

平成 28 年 12 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 U・I ターン（定住・移住）希望者への支援に係る業務委託
- (2) 業務内容 U・I ターン（定住・移住）希望者への支援に係る業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託料の上限 8,360 万円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 厚生労働大臣から有料職業紹介事業の許可を得ていること。
- (2) 国、地方公共団体及び民間企業等で職業紹介、移住相談業務、セカンドキャリアの求職者支援（再就職支援を含む。）に関する支援業務の実績があること。
- (3) 事業の企画提案、実施及び運営等の全般の総合的運営が可能であること。
- (4) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格および審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

3 企画提案書の提出者を選定するための審査基準

第 2 項の参加資格の適合可否

4 受託候補者を選定するための審査基準

- (1) 企画提案書等の内容
- (2) ヒアリングでの対応

5 手続等

- (1) 担当部局

北九州市産業経済局総務政策部雇用政策課

北九州市小倉北区城内1番1号 本庁舎7階

電話 093-582-2419

(2) 事前説明会

ア 日時 平成28年12月19日 15時

イ 場所 北九州市役所本庁舎地下2階 第6入札室
北九州市小倉北区城内1番1号

ウ 備考 事前説明会への出席を当該企画提案の参加必須条件とする。

(3) 企画提案

ア 日時 平成29年1月26日（時間については参加者に対し別途通知する。）

イ 場所 北九州市役所本庁舎3階 特別会議室B
北九州市小倉北区城内1番1号

(4) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ

イ 提出期間 平成28年12月20日から平成29年1月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成28年12月29日から平成29年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第5項第1号に同じ